

【国際研修・共同研究】

第63回ベトナム法整備支援研修（争訟原則）

国際協力部教官

鈴木 一子

第1 研修の概要

1 日程

法務総合研究所国際協力部は、2019年10月7日（月）から同月16日（水）まで（移動日を含む。）、ダン・スアン・ダオ（Dang Xuan Dao）最高人民裁判所判事をはじめとする16名¹を対象に、第63回ベトナム法整備支援研修を実施した。

本研修は、2015年4月開始の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」の一環として、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）及び弁護士連合会（VBF）を対象として実施された²。

2 研修の目的

(1) 争訟原則とは何か

本研修で取り扱ったテーマは「争訟原則」である。

争訟原則とは日本の法律家にとって耳慣れない言葉である。「争訟原則」は日本にはない概念である。この概念の定義は、はっきりしない。

「争訟原則とは何か？」

これ自体についてベトナム側と日本側で共通認識を持つことが本研修の大きな目標であった³。

(2) 争訟原則と当事者主義

ベトナムにおいていつから争訟原則に関する議論が始まったか定かではないが、2000年代に入って盛んに議論されていたようであり、ベトナム共産党政治局による2005年6月2日付け決議「2020年までの司法改革戦略について」（49NQ/TW号。「49号決議」と呼ばれる。）には、「司法機関の活動の質、全ての審理公判における当事者主義を向上させる。これを司法活動の突破口とみなす。」との記載がある⁴。ここで「当事者主義」と訳されているベトナム原語は、“nguyên tắc tranh tụng”であり、現在、「争訟原則」と訳されているベトナム語と同じであ

¹ 研修参加者は、別紙1（名簿）のとおり。

² 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

³ ベトナム側は研修当初から「争訟原則の実現」や「日本における争訟原則を学ぶ」のように、あたかも争訟原則が普遍的で確立された概念かのように表現することがしばしばあったが、後記のとおり、争訟原則の明確な定義は整理されていない。

⁴ 伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」（ICD NEWS 28号）の添付文書を参照。

る⁵。2006年頃は「当事者主義」という日本語訳を充てていたようであるが、いつの頃か、「争訟原則」と訳するのが定番になった。その理由は、「争訟原則」は日本の法律家がイメージする「当事者主義」（この概念も多義的であるが）とは異なる概念であり、「当事者主義」と翻訳すると誤解が生じるからだと思われる。

(3) 争訟原則に関する規定

さて、争訟原則が明記されたのは、ベトナム2013年憲法である。同法103条5項は「審理中は争訟原則が保障される。」と規定した。

これを受けて、ベトナム2015年刑事訴訟法⁶(2018年1月1日施行)26条1項に「公判における争訟の保障」として「立件、捜査、起訴、公判の過程において、捜査官、検察官、その他の刑事訴訟手続を執行する権限を有する人物、及び、罪に問われている者（被逮捕人、被暫定留置人、被疑者又は被告人）、告発人、弁護人、またその他の訴訟参加人は全て、証拠提出、証拠評価、事件の客観的事実の解明要求に関して、平等の権利を有する。」と規定された⁷。

(4) 本研修の意義と目的

ベトナムにおいては、法曹三者が集まって実務に関する協議をしたり協同して研究をする機会は、ほとんどないようである。そのため、法整備支援における現行プロジェクトにおいては、初めての試みとして、最高人民裁判所、最高人民検察院及び弁護士連合会が合同してワーキンググループを作り、刑事訴訟における争訟原則に関する研究を行っている。

本研修は、当該ワーキンググループの活動の中で行われたものであり、裁判官、検察官及び弁護士の三者が合同で研修参加者となる初めてのものであった⁸。

本研修は、日本の刑事訴訟手続と比較しつつ、ベトナムにおける争訟原則の内容について具体的に検討し、争訟原則に関する報告書の作成を進めることを目的として実施したものである。当該報告書は、ベトナムの法曹にとって参考となるような、また、法曹教育において使用できるような、刑事第1審手続についての資料となる

⁵ “nguyên tắc” は「原則」の意味。“tranh” は「争」の意味、“tụng” は「訟」の意味であり、「争訟原則」は直訳である。

⁶ ベトナム刑事訴訟法については、松尾宣宏「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」(ICD NEWS 79号) 参照。

⁷ ベトナム2014年裁判所組織法13条及び2015年民事訴訟法24条にも争訟原則に関する規定があるが、本研修は刑事訴訟手続がテーマであったので、本稿は刑訴法上の争訟原則について述べる。

⁸ 本研修を通じて、例えば特定の研修参加者が発言を躊躇する場面があったようにみえるなど、ベトナムでは法曹三者が「ざっくばらん」（日本の裁判所の好きな言葉である。）に議論する段階にはないように見えた。また、例えば、ある研修参加者から「実務ではAという方法が採られている」という発言がされても、後から別の研修参加者が「Aという方法は採られていない。全ての実務家はBという方法を採っており、例外はない。」というように、他者の発言を打ち消すような場面も見られた。そのため、影響力の大きい研修参加者の発言を「ベトナム側の総意」と評価してよいか疑問であり、本稿の執筆に当たっては、誰の発言を切り取るかによって方向が変わってしまう難しさを感じている。このような事情から、本稿は、本研修のうち筆者が重要視した部分を記載しており、また、ベトナムの実務としても一枚岩ではないと思われるので正確性を欠く部分があり得る点をお断りしておく。本稿に関する意見は筆者個人宛てにお願いします。

ことを目指している⁹。

第2 具体的な研修内容

1 DVD再生「日本の刑事訴訟手続について」

ICD教官が司法研修所作成「プラクティス刑事裁判」のDVDを再生しながら、日本の第1審刑事裁判手続（主に裁判員裁判対象事件）について説明した。

ベトナムでは基本的に第1審事件（民事も含む。）は裁判官と人民参審員の合議体によって審理され、重大な刑事事件のみ裁判員裁判対象事件となる日本とは異なる。また、ベトナムでは法曹三者による争点及び証拠の整理のための手続はなく、打ち合わせや公判前整理手続において綿密に争点や立証計画について法曹三者が協議する日本とは異なる。

DVDを活用した講義は、分かりやすく、日本の手続全般を改めて理解することができ、大変好評であった。

2 園尾隆司弁護士による講義

園尾隆司弁護士に「日本における裁判実務改善に向けた法曹三者の協同について」というテーマで講義をして頂いた。

講義前半では、日本、ベトナム及びアメリカの法廷を比較しながら、日本が第2次世界大戦後に当事者主義を導入した沿革や日本の審理における課題について講義を受けた。従前、日本では法廷で裁判官の横に検察官が座っていたのに対し、戦後は当事者主義（同時に起訴状一本主義）を導入したことから検察官は裁判官から独立して弁護人と向かい合っている。ベトナムの新法廷（2018年～）は日本の新法廷（1947年～）と類似しており、ベトナムは当事者を中心とした手続に向かっているという方向性を認識できた。

また、日本では1956年から第1審強化地方協議会が設置されるなど、法曹三者で協議する機会が複数あり、裁判員裁判導入によって連携が強まった旨を学んだ。一方、ベトナムでは捜査における連携等はあるものの、法曹三者が集まって課題について協議する体制は基本的にないということが確認された¹⁰。

⁹ 日本側は報告書の目指す方向性について司法研修所「プロシーディングス刑事裁判」を参考資料として提供している。当該報告書は、本邦研修後も引き続き法曹三者のワーキンググループ活動の中で執筆を進め、2020年12月末までに完成する予定である。

¹⁰ バクザン省においては、法曹三者が協議する機会があるようである。



【園尾弁護士による講義】

3 趙誠峰弁護士との意見交換

趙誠峰弁護士に弁護人の活動等について意見交換をして頂いた。趙弁護士からは、否認事件であっても自白事件であっても依頼人（被疑者・被告人）のために全力を尽くすという刑事弁護人の基本的な考え方や日本では守秘義務が弁護人の最も重要な義務であるなどの説明がされたほか、報告書は尋問に関する記載を増やすべきとの助言がされた。

ベトナムにおける弁護人の活動として、被疑者・被告人と接見することができ、事件と関連する証拠の閲覧・謄写もできることや、裁判所に対し証人尋問の請求もできることがベトナム側から説明された。研修参加者からはベトナムでは供述調書を含めて一件記録を裁判官が予め読んでいるため、証人尋問を経て裁判官の心証が変わる事案はあるものの少ない旨の発言もあった。



【講義の後にダオ最高裁判事から感謝の記念品を受け取る趙弁護士】

4 刑事裁判の傍聴

東京地方裁判所において特殊詐欺事件の証人尋問手続を傍聴した。公訴事実が6つあり共犯者多数の複雑な事件であった上、スペイン語通訳事件であった。そのため、

尋問のほか、通訳人の宣誓等の通訳に関する手続、立証趣旨の拡張、書証の撤回、今後の弁護方針について弁護人が上申書を提出し弁護側立証について打ち合わせる場面等、様々な手続を傍聴できた。傍聴後、担当裁判官と意見交換する時間を設けていただき、研修参加者からは併合事件の審理の仕方等の多数の質問がされて時間不足になるほどであった。

今回の裁判傍聴では研修参加者のために傍聴席で法廷通訳をすることは許可されなかったため、研修参加者が法廷におけるやり取りを理解できず、漫然と傍聴するおそれがあると思われた。そこで、ICD教官が裁判傍聴において予測される手続等について事前に講義した上、裁判傍聴後、公判で何が行われていたか、傍聴した内容について詳細に説明した。この事前と事後の説明のほか傍聴した事件の担当裁判官との意見交換を通じて研修参加者は傍聴事件への理解が深まったようであり、好評であった。ベトナム側は、期日の最後に今後の立証計画について法曹三者が公開の法廷で打ち合わせをしていたことに驚くとともに、ベトナムでも活用できるかもしれないという感想を述べる者もあった。

5 ベトナム側の発表と意見交換

ベトナム側から争訟原則についての発表がされた。人権保障を重んじるという方向性を明確化して世界にアピールするため争訟原則が導入されたという背景について言及されたほか、争訟原則に関する刑事訴訟法上の各規定について説明がされた。また、ベトナムにおける課題として、裁判官が事件記録に依存して判断している結果、冤罪につながることもあるという点等について言及された。

研修最後の2日半は、それまでの研修内容を前提として日本の手続と比較しながらベトナムの刑事訴訟手続について意見交換を行い、報告書の記載内容について議論する時間に充てられた。

ベトナム側から多数の質問がされ、日本側からも多数の質問をし（ベトナム側の記録によると日本側は本研修中に97個の質問をしたそうである。）、具体的な手続について議論した。

その結果、ベトナムの刑事訴訟手続について以下のことが確認できた（従前から明らかにも含まれていると思われるが、分かりやすさのため、本研修で話題になったことをそのまま記載する。）。

- ・ 争訟原則とは刑訴法26条の文言よりも広がりを持つ概念であり、端的に言えば当事者が制限されることなく公開の法廷で議論し、その議論に基づいて判決するための原則であって、争訟原則の実現のために従来よりも弁護人の地位が上がった。
- ・ 起訴状一本主義は採用されておらず裁判合議体（裁判官と参審員）が公判前に一件記録を全て読む。その上で、証拠が不足しているとの心証を抱けば捜査機関に記録を差し戻して補充捜査を命じたり、公判で誰を尋問するかを当事者の請求を参考にしつつ裁判合議体が決める。公判前の段階で、弁護人は被告人と打ち合わせたり証拠開示を受けたりして、認否や尋問すべき証人について裁判所及び検察院に対し

て意見を述べることができる（義務ではない）。

- ・ 無罪推定の原則が明確化され(刑訴法13条)日本と同様に有罪の証明責任を負っているのは検察官であり，被告人は自らの無罪を立証する必要はない¹¹。有罪が立証しきれない場合には無罪になる。ただし，公判が開かれた後でも裁判合議体は捜査機関に補充捜査を命じることができるので，徹底的に捜査をした後に証明責任が機能する場面が現れる。
- ・ 原則として，一件記録の全てが判決の基礎となる証拠となる（例外は違法捜査による証拠等）。明示的な証拠決定がされるわけではない。また，公判において全ての証拠が朗読や展示されるわけではなく，重要なものについてのみ日本という「証拠の取調べ」がされる¹²。判決書に証拠の標目を記載する部分はない。ただし，判決の理由において，事実認定の根拠となった証拠は記載され，また当事者が意見を述べた証拠に対する判断やどの証拠を重要視したかなどの証拠の評価が記載される¹³。
- ・ 公判では，日本という罪状認否のタイミングで争点が明らかにならず，弁論で唐突に法的主張がされる場合もあるようである。ただし，公判の冒頭で罪状認否を行うべきというのが刑訴法上の理想であるという意見も述べられた。日本という論告と弁論については，裁判所に制限されることなく意見が述べられる。公判前に法曹三者が事件の進行について打ち合わせる手続はなく，弁護人が事件について意見を述べることはなされているが，義務ではなく，全事件でされているわけではない。そのため，事件の早い段階で争点を手続的に明確化する構造にはなっていない。日本側から，現在の制度においても，弁護人が早期に意見書を提出する運用を広げることによって争点の明確化ができるのではないかという提案がされた。
- ・ 弁護人に秘密交通権はない。弁護人が被疑者と接見する際は留置施設の職員が立ち会う¹⁴。日本側からは弁護人の地位がまだ低いのではないかという意見が出された（また，そもそも弁護人が選任されない事件が多い上，弁護士以外の者も弁護人になれるため，弁護士が弁護人として選任される事件は少ない）。
- ・ 刑訴法60条，61条には「被疑者・被告人は自らの不利になる供述や自身を有

¹¹ 刑訴法15条は「犯罪の証明責任は訴訟執行管轄機関にある」と規定し，「訴訟執行管轄機関」には裁判所も含まれるようであるが，この条文は日本という証明責任を規定するのではなく，真実の解明，追求をする責任といった意味の規定のようである。

¹² 供述調書を法廷において朗読してはいけない（「公表」してはいけない）場合が刑訴法308条に規定されている。この規定の趣旨は明確でないが，供述調書を「朗読」しない場合であっても合議体は事件内容を把握して尋問すべき証人を決めるなどのために公判前に供述調書を含めて全ての記録を読んでいる実務があるのは確かである。

¹³ ベトナムには証拠能力と証明力の明確な区別がないようであり，日本という証拠能力と証明力はいっしょくたに検討されることが多いようである。例えば，「ある人物が『何も知らない』と供述している調書があれば，その調書は意味がないので証拠とはならない」という発言があり，日本という「証拠能力が低い」という状況を「証拠にならない」と表現しているようであった。

¹⁴ 接見の際に留置施設の職員が立ち会う理由は被疑者の逃亡防止や被疑者から弁護人への暴行防止という正当なものであってむしろ弁護人を守るものだから問題はない旨の説明がされた。

罪と認める自供は強要されない。」との規定があるが、これは黙秘権ではないと解されている。2015年刑訴法改正の際に黙秘権の導入について議論されたが、導入されなかった。



【意見交換をしながら報告書を作成する様子】



【条文を説明しながら白熱する研修参加者】

第3 まとめ

本研修を通じて白熱した議論が行われ、相互の刑事手続について理解が深まった上、おぼろげながら争訟原則のイメージを共有できたことは成果であった。しかし、刑訴法26条を敷衍した争訟原則の定義について確立するまでには至らず、研修参加者からは今後、争訟原則の定義を確立して概念の整理をする必要がある旨の発言もあった。

争訟原則は「当事者による訴訟追行主義」という意味の当事者主義とは異なる。争訟原則の下で訴訟進行をリードするのは裁判所である。争訟原則とは、職権主義を採りつつ当事者の行為も重んじることを明確化するための主義、と呼べるかもしれない。その導入の背景には、裁判所が予断を持って審理する結果、冤罪につながるかもしれない人権意識の高まりがあるようだ（予断排除や冤罪という大きな問題点について明確な改善策は本研修において打ち出されなかった。これらは争訟原則を充実することによって防止できるのか、争訟原則では不足であり更に何らかの制度改善が必要なのかについ

での検討は今後の課題だと思ふ。)

法曹三者が一堂に会して議論する機会が少ないベトナムにおいて、今後の争訟原則に関する活動を通じて、将来、真に実質的に対等に法曹三者が議論して実務を改善していく文化が構築されることを期待する。

本研修中、台風19号が日本に上陸したことを受けて、研修参加者から日本側に対して義援金が渡された。このようなベトナム側の心遣い、また、本研修に関わった全ての方に感謝申し上げる。



【修了式の後の記念写真】

第63回ベトナム法整備支援研修

1	ダン・スアン・ダオ
	Mr. Dang Xuan Dao 最高人民裁判所判事
2	グエン・ヴァン・ティエン
	Mr. Nguyen Van Tien 最高人民裁判所判事
3	チャン・フー・クワン
	Mr. Tran Huu Quan ハナム省人民裁判所長官
4	グエン・ヴァン・ホア
	Mr. Nguyen Van Hoa ヴィンフック省人民裁判所長官
5	チュ・チュン・ズン
	Mr. Chu Trung Dung 最高人民裁判所国際協力局副局長
6	グエン・ニュー・タン
	Mr. Nguyen Nhu Thang 最高人民裁判所監督検査I局(刑事, 行政処分)副局長
7	グエン・タイン・ハイ
	Mr. Nguyen Thanh Hai ハナム省人民裁判所刑事部長
8	グエン・トゥ・ズイ
	Mr. Nguyen Tu Duy 裁判所学院文書管理図書部長
9	ヴ・ティ・ハイ・イエン
	Ms. Vu Thi Hai Yen 最高人民検察院国際協力局及び刑事司法共助局副局長
10	チャン・テ・キン
	Mr. Tran The Kinh ハナム省人民検察院副長官
11	グエン・ヴァン・ボン
	Mr. Nguyen Van Bon ハナム省人民検察院 社会秩序に関する犯罪, 汚職犯罪及び職務関連犯罪に関する捜査及び第一審公判に関する公訴・検察担当課長
12	グエン・ホン・バック
	Mr. Nguyen Hong Bach ハナム省弁護士会弁護士
13	レ・ダン・トゥン
	Mr. Le Dang Tung ハノイ市弁護士会弁護士
14	ヴ・スアン・ヌオック
	Mr. Vu Xuan Nuoc ベトナム弁護士連合会国際協力委員会職員
15	ファム・トゥイ・ズオン
	Ms. Pham Thuy Duong 最高人民検察院国際協力局検査官
16	ファン・ティ・タイン・ニヤン
	Ms. Phan Thi Thanh Nhan 最高人民裁判所国際協力局専門員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 鈴木 一子(SUZUKI Ichiko), Professor 小谷 ゆかり(KOTANI Yukari), Professor 前田 佳行(MAEDA Yoshiyuki)

国際専門官 / Administrative Officer 本間 基之(HOMMA Motoyuki), Administrative Officer 今村 佳織(IMAMURA Kaori)

第63回ベトナム法整備支援研修日程表

別紙2

【担当教官 鈴木一子, 小谷ゆかり, 前田佳行 担当専門官 本間基之】

2019年

平成31年10月16日 現在

月日	曜				備考	
10 / 7	月	入国		14:00 JICAブリーフィング	15:15 ICDオリエンテーション	
10 / 8	火	10:00 【DVD再生と解説】日本の刑事訴訟手続について(「プラクティス刑事裁判」のDVD再生)	12:00 12:30 所長主催意見交換会 写真撮影	14:15 【午前の続き】	15:30 【裁判傍聴の事前レクチャー】	TIC TIC
10 / 9	水	10:00 【研修員発表:ベトナムの刑事第一審手続について】	12:00 赤れんが共用会議室	12:50 【裁判傍聴, 担当裁判官との質疑応答】	14:30 15:00~16:30 【裁判傍聴の振り返り】	赤れんが共用会議室 東京地裁 赤れんが共用会議室
10 / 10	木	10:00 【裁判傍聴の振り返り, 意見交換の準備】	12:00 TIC	14:00 【日本における裁判実務改善に向けた法曹三者の協同について】	17:00 TIC	園尾隆司弁護士
10 / 11	金	9:30 【意見交換:ベトナムの刑事第一審手続について】	11:30 TIC	13:30 【意見交換及び争訟原則に関する報告書の作成】	16:30 TIC	趙誠峰弁護士
10 / 12	土					
10 / 13	日					
10 / 14	月 (祝)	10:00 【意見交換及び争訟原則に関する報告書の作成】	12:00 TIC	14:00 【意見交換及び争訟原則に関する報告書の作成】	17:00 TIC	
10 / 15	火	10:00 【意見交換及び争訟原則に関する報告書の作成】	12:00 TIC	14:00 【意見交換及び争訟原則に関する報告書の作成】	17:00 TIC	
10 / 16	水	10:00 総括質疑・意見交換	10:50 11:00 TIC JICA担当者	11:00 11:45 評価会, 修了式		移動, 出国